特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務　全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から住民の本人確認情報（氏名、住所、生年月日及び性別（以下これらを「4情報」という。）、個人番号並びに住民票コード並びにこれらの変更に関する情報）に関する通知を受け、都道府県サーバに「都道府県知事保存本人確認情報」として保存する。 ・本人確認情報を取り扱う本県職員には住民基本台帳法に基づく守秘義務が課されるほか、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の記録・確認を行うなど、不正利用の防止を図っている。 ・住民基本台帳ネットワークは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウオールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる監視、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル（SMTP，HTTP，FTP，Telnet等）を使用せず、独自のアプリケーションを用いるなど、厳格な不正アクセス対策を講じている。 ・都道府県サーバは、1箇所に集約し、全都道府県がその運用・監視を地方公共団体情報システム機構に委託している。

評価実施機関名

秋田県知事

個人情報保護委員会　承認日　【行政機関等のみ】

公表日

令和4年8月9日

［平成30年5月　様式4］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
（別添1）事務の内容
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
Ⅳ　その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
Ⅵ　評価実施手続
（別添3）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
②事務の内容　※	秋田県は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。）を市町村と共同して構築している。 住民基本台帳は、住基法に基づき、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する台帳に関する制度を一元化して、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、もって住民の利便を増進するものである。市町村においては、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 ※本人確認情報とは、住基法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第16条、第19条及び第21条による改正後のもの。以下同じ。）第7条（住民票の記載事項）第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項のことを指す。 秋田県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①　磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②　市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知 ③　秋田県知事から本人確認情報に係る秋田県の他の執行機関（教育委員会等）への提供又は他部署への移転 ④　住民による請求に基づく当該個人情報の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤　機構への本人確認情報の照会
③対象人数	[　30万人以上　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以下、都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバー（以下「市町村CS」という。）を経由して通知された本人確認情報の更新情報をもとに当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報を通知する。 2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 秋田県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会者に提供・移転する。 3.　本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。）の組み合わせをキーとした本人確認情報要求を行い、該当する本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された本人確認情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また行政処分等に際しての本人確認の手段とするため、本人確認情報を正確に記録・管理する必要がある。その取扱は、次のとおりである。 1. 住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理(本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)を行うため、本県市町村に居住する住民の本人確認情報を管理する。 2. 市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 3. 秋田県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 4. 住民からの請求に基づき、当該住民の本人確認情報を開示する。 5. 住民基本台帳に関する事務(本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)において、本人確認情報を検索する。 6. 市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を確認することにより、行政処分等の申請等に当たり提出するものとされた書類(住民票の写し等)を不要とすることができ、住民の負担が軽減される。
5. 個人番号の利用　※	
法令上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施しない　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	秋田県企画振興部市町村課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

（別添1）事務の内容

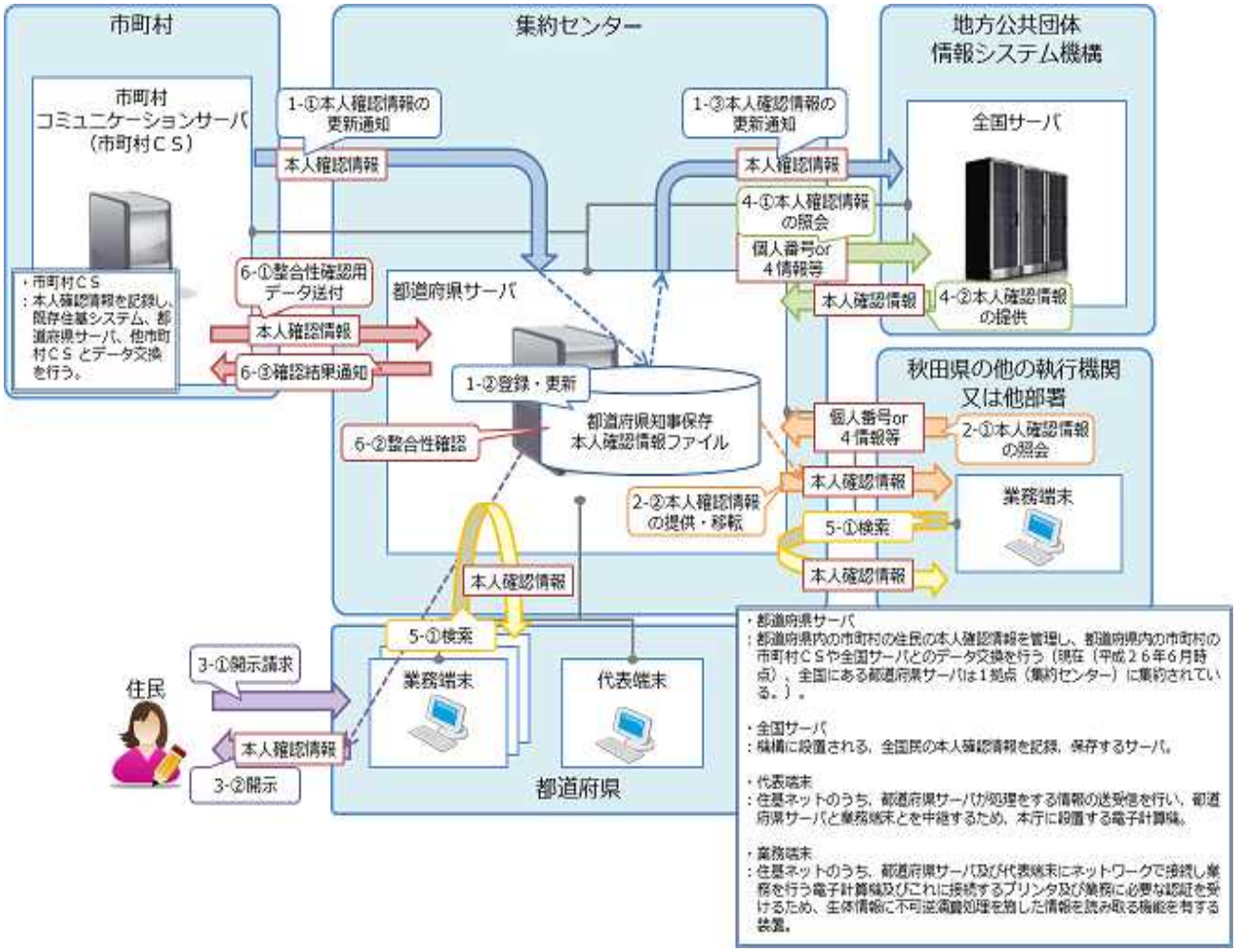

（備考）

1. 本人確認情報の更新に関する事務
　１－①　市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
　１－②　都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報をもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
　１－③　機構に対し、住基ネットを介して、本人確認情報の更新を通知する。
2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
　２－①　秋田県の他の執行機関又は他部署において、住民票コード、個人番号又は4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
　２－②　秋田県知事において、提示されたキーワードをもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、本人確認情報を提供・移転する。
　　※　検索対象者が他都道府県に居住する場合は、全国サーバに対して検索の要求を行う。
　　※　一括提供の方式（秋田県の他の執行機関においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）をもとに都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式をいう。）により本人確認情報を提供する場合は、秋田県知事において代表端末を操作し、電子記録媒体を用いて提供する。
3. 本人確認情報の開示に関する事務
　３－①　住民から本人確認情報の開示請求を受け付ける。（※特定個人情報を含まない）。
　３－②　開示請求者に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該開示請求者の本人確認情報を開示する。
4. 機構への情報照会に係る事務
　４－①　機構に対し、住民票コード、個人番号又は4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
　４－②　機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
5. 本人確認情報検索に関する事務
　５－①　住民票コード、個人番号又は4情報をキーワードとして、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。
6. 本人確認情報整合
　６－①　市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
　６－②　都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
　６－③　都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類　※	[　　システム用ファイル　　] <選択肢> 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[　100万人以上1,000万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※	秋田県に居住する住民（本県市町村において住基法第5条（住民基本台帳の備え付け）の規定に基づき住民基本台帳に記録された住民） ※　住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む。
その必要性	秋田県における住民基本台帳に関する事務（本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）において本人確認情報を検索する必要があるほか、住基ネットを通じて、機構において、国等、他都道府県、他都道府県の市町村からの住民の居住関係の確認の求め等に応ずる必要があるため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、秋田県に居住する住民の情報を保有し、住民の異動にあわせて更新していく必要がある。
④記録される項目	[　10項目以上50項目未満　] <選択肢> 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 秋田県における住民基本台帳に関する事務（本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）において本人確認情報を検索する必要があるほか、住基ネットを通じて、機構において、国等、他都道府県、他都道府県の市町村からの住民の居住関係の確認の求め等に応ずる必要があるため、これに必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	秋田県企画振興部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　] 本人又は本人の代理人 [　] 評価実施機関内の他部署　（　） [　] 行政機関・独立行政法人等　（　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 市町村　） [　] 民間事業者　（　） [　] その他　（　）
②入手方法		[　] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[　] 庁内連携システム [　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（市町村既存住民基本台帳システム、市町村CSから閉域ネットワークを介して入手する。）
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る記載等が発生する都度入手する。
④入手に係る妥当性		住基ネットでは、都道府県サーバと全国サーバが同一かつ最新の本人確認情報を保有しなければならない。よって、市町村から秋田県へ、秋田県から機構へと通知が行われることとされている。（住基法第30条の6の規定による）
⑤本人への明示		知事が市町村から本人確認情報を入手することが住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）に明示されている。
⑥使用目的 ※		秋田県における住民基本台帳に関する事務（本人確認情報の管理及び提供等に関する事務）において本人確認情報を検索する必要があるほか、住基ネットを通じて、機構において、国等、他都道府県、他都道府県の市町村からの住民の居住関係の確認の求め等に応ずる必要があるため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて、秋田県に居住する住民の情報を保有し、住民の異動にあわせて更新していく必要がある。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	秋田県企画振興部市町村課
	使用者数	[　10人未満　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 市町村長からの住民票の記載の通知を受け（既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ）、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する（都道府県サーバ→全国サーバ）。 2. 秋田県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け（秋田県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ）、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当するものを照会元に提供・移転する（都道府県サーバ→本県の他の執行機関又は他部署）。 3. 住民からの開示請求に基づき（住民→県窓口→都道府県サーバ）、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する（都道府県サーバ→帳票出力→住民）。 4. 住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。 5. 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し（市町村CS→都道府県サーバ）、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
	情報の突合 ※	1. 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 2. 秋田県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 3. 本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 4. 市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号（本人確認情報の利用）の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	なし
⑨使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない （ 2 ） 件
委託事項1		都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容		全国の都道府県サーバは、1拠点（集約センター）に集約されている。その運用及び監視を、全国都道府県が集約センター運用者に委託している。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	集約サーバの運用者としては、都道府県と同様に本人確認情報を保有することになる機構に委託するのが、セキュリティ維持の観点から合理的である。なお、委託する業務は、直接本人確認情報の内容に変動を及ばさない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑤委託先名の確認方法		秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）の規定に基づく請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託を行う場合は、委託先と再委託先が守秘義務に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認した上で、承認を行う。
	⑨再委託事項	都道府県集約サーバの運用及び監視に関する業務の一部。なお、再委託する業務もまた、直接本人確認情報の内容に変動を及ばさない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。
委託事項2		都道府県サーバ（代表端末）の保守に関する業務
①委託内容		集約センターに設置された都道府県サーバから業務に係るアプリケーション等の配信を受け、これを業務端末に配布するためのサーバを設置しており（業務端末の代表的位置づけという意味で「代表端末」と呼んでいる）、この保守を委託している。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に行う必要がある。 委託する業務は、直接本人確認情報の内容に変動を及ぼさない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。

③委託先における取扱者数		[　　10人未満　　]　<選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（保守作業に際し、本人確認情報に触れる場合は、必要に応じ、職員が立ち会う。）
⑤委託先名の確認方法		秋田県情報公開条例の規定に基づく請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		日本電気株式会社秋田支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	[　再委託する　]　<選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託を行う場合は、委託先と再委託先が守秘義務に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認した上で、承認を行う。
	⑨再委託事項	代表端末の保守に関する業務の一部。なお、再委託する業務もまた、直接本人確認情報の内容に変動を及ぼさない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。
5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○]提供を行っている　（　3　）件　[○]移転を行っている　（　1　）件 [　]行っていない
提供先1		地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠		住基法第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途		秋田県知事より受領した本人確認情報により機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		[　100万人以上1,000万人未満　]　<選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法		[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（住基ネット）
⑦時期・頻度		市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2		秋田県の他の執行機関（教育委員会等）
①法令上の根拠		住基法第30条の15第2項（本人確認情報の利用）、住民基本台帳施行条例（平成14年秋田県条例第49号）
②提供先における用途		住基法別表第6及び住民基本台帳施行条例別表に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※　住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数		[　100万人以上1,000万人未満　]　<選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法		[　]情報提供ネットワークシステム　[　]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○]フラッシュメモリ　[　]紙 [○]その他　（住基ネット）
⑦時期・頻度		他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

提供先3	住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32（自己の本人確認情報の開示）
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	［ 100万人以上1,000万人未満 ］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	［ ］情報提供ネットワークシステム　［ ］専用線 ［ ］電子メール　［ ］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［ ］フラッシュメモリ　［ ○ ］紙 ［ ○ ］その他　（ 住基ネット　）
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。
移転先1	秋田県の他部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項（本人確認情報の利用）、住民基本台帳法施行条例（平成14年秋田県条例第49号）
②移転先における用途	住基法別表第5及び住民基本台帳施行条例別表に掲げる秋田県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※　住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	［ 100万人以上1,000万人未満 ］ ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	［ ］庁内連携システム　［ ］専用線 ［ ］電子メール　［ ］電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ［ ○ ］フラッシュメモリ　［ ］紙 ［ ○ ］その他　（ 住基ネット　）
⑦時期・頻度	秋田県の他部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、ID及びパスワードが必要である。 また、提供ログファイルを代表端末及び記録媒体に保存し、これらを施錠管理された電算室に保管する。 当県においては、代表端末を施錠、入退室管理している部屋に設置し、業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。
②保管期間	期間	[20年以上] ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間（150年間）保管する。
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、消去する。
7. 備考		

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル
1　住民票コード
2　漢字氏名
3　外字数（氏名）
4　ふりがな氏名
5　生年月日
6　性別
7　住所
8　外字数（住所）
9　個人番号
10　異動事由
11　異動年月日
12　保存期間フラグ
13　清音化かな氏名
14　市町村コード
15　大字・字コード
16　操作者ID
17　操作端末ID
18　タイムスタンプ
19　通知を受けた年月日
20　外字フラグ
21　削除フラグ
22　更新順番号
23　氏名外字変更連番
24　住所外字変更連番
25　旧氏　漢字
26　旧氏　外字数
27　旧氏　ふりがな
28　旧氏外字変更連番

Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7．リスク1⑨を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求に限定される。既存住基における特定個人情報は、すべて住基法上の事務のために保有されるものであり、市町村CSからの通知も同様に住基法上の事務のために行われるもので、目的外の情報収集は、想定できない。但し、対象者以外の情報（誤った情報）が通知されてしまうことが可能性として排除できない。本人確認情報の正確を期すのは市町村長の権限であり、かかる事象の発生を防止するための厳格な審査が市町村長において行われるものである。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	住基ネットにおいては、既存住基における本人確認情報の記載及び記載修正の内容が市町村CSを通じて都道府県サーバに通知されるものである。それ以外の既存住基における内容を収集するプログラミングは施していない。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3：　入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動の届出等を受け付ける市町村の窓口において、身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村長において付番され、市町村既存住基システムに記載された個人番号を、市町村CSを通して入手することとしている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	―
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク4：　入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを（※）用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ・なお、特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、人為的なアクセスが行われることはない。 ※　都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。秋田県に居住する住民の本人確認情報を管理し、秋田県の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセスの防止策に関しては、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	［　十分である　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	アクセス制限により利用者を限定している。宛名システムとの物理的、論理的な関連づけはない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	アクセス制限により利用者を限定している。事務で使用するその他のシステムとの物理的、論理的な関連づけはない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効管理及び退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ・管理簿について、失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・検索や一括提供に当たって申請書を提出させ、検索・提供後に検索回数等について確認する。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1）記録を残している 2）記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（ログ）を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・操作履歴と申請文書等との整合性については、定期的に監査を実施する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠保管する。 ・操作者は業務端末の使用に当たって、管理台帳に利用日時・操作者名・利用事務区分等を記録する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリング、定期的な監査により、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 さらに、システム利用者についてはハードコピーを実行できない設定とし、システム管理担当者は、業務上必要な場合に限りハードコピーを行うことができる。また、ハードコピーを行った場合は、管理台帳のプリント枚数欄にその枚数を、備考欄にハードコピーである旨を記載し、鍵付きのキャビネットへ保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する従業員全員から、本人確認情報を適切に取り扱う旨の誓約書を提出させ、担当する従業員が変更となった場合は、新規担当者の誓約書を提出させる。 都道府県サーバの運用監視の委託先は、地方公共団体情報システム機構法（平成25年5月31日法律第29号）に基づき平成26年4月1日に設立された法人で、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関であり、その前身は、平成14年8月5日から平成26年3月31日まで指定情報処理機関として安定して住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行った実績がある。 また、都道府県サーバの代表端末の運用保守の委託先は、平成14年8月5日以降、安定して本県サーバの運用保守を行った実績がある。 委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項および判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務付け、契約後、秘密保持に関する誓約書とあわせて、委託先の管理体制図、連絡先一覧等を提出させる。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[　　制限している　　] ＜選択肢＞ 1）制限している　　2）制限していない
	具体的な制限方法	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。 ・委託業務を担当する者について、名簿を提出させる。 ・検索の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、 ・委託先である機構に特定個人情報ファイルの閲覧／ 更新権限は与えていない。 ・ただし、機構及びその再委託先には、都道府県サーバにおいてCSから通知される情報により本人確認情報を更新（上書き）し、及び本人確認情報の整合性確認業務のため本県から特定個人情報ファイルを提供して当該業務を行う場合がある。その場合であってもシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、機構職員等は特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・機構及びその再委託先は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップするが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 「都道府県サーバの代表端末の運用保守」について ・委託先である日本電気株式会社秋田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧／ 更新権限は与えていない。 ・本人確認情報の更新（上書き）、整合性確認、バックアップの業務は行わない。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
	具体的な方法	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。 ・契約書等に基づき、委託業務の実施状況を確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について ・都道府県サーバの運用監視の委託先である機構及びその再委託先には、都道府県サーバにおいてCSから通知される情報により本人確認情報を更新（上書き）し、及び本人確認情報の整合性確認業務のため本県から特定個人情報ファイルを提供して当該業務を行う場合がある。その場合であってもシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上機構職員等は特定個人情報にアクセスできず閲覧・更新もできない。 ・機構及びその再委託先は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップするが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策（監視カメラなど）を講じ、不正作業が行われないようにしている。 機構からは、月次で、書面により、チェックの結果について、報告を受けている。 「都道府県サーバの代表端末の運用保守」について、 ・委託先である日本電気株式会社秋田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧／ 更新権限は与えていない。 ・本人確認情報の更新（上書き）、整合性確認、バックアップの業務は行わない。

特定個人情報の提供ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	秋田県による再委託の承認を得た場合を除き、委託先から他者への本人確認情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。また、委託契約の条項に基づき、定期的に本人確認情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。なお、委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。都道府県サーバの運用監視の委託先からは、月次で、書面により、報告を受けている。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、本人確認情報の管理方法等（漏えい防止、複写禁止等）を明記している。また、委託契約の条項に基づき、定期的に本人確認情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。なお、委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務である。また、委託先に送付する特定個人ファイルは暗号化されているため、委託先（再委託先を含む）がファイル内の特定個人上にアクセスしないシステム設計としている。
特定個人情報の消去ルール		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し消去。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを溶解等の手段により廃棄。 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存。 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去。 また、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。機器の廃棄等によるデータの消去については、消去手順も含めた報告書の提出を求める。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間（150年間）が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することにしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、職員又は監査法人等の第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
	規定の内容	・秘密の保持。 ・目的外利用・複製・他者への提供の禁止。 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき、要請があったとき又は委託が終了した場合、情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。 ・書面による承諾がない再委託の禁止。 ・契約内容の遵守状況について報告を求める。 ・従業者に対する監督・教育。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報ファイルの目的外利用の禁止。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任。 ・委託契約終了後は特定個人情報の返却又は廃棄し、報告書の提出を求めることとする。 等を契約書において定めるとともに、県と同様の安全管理措置を義務づける。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない 4）再委託していない
	具体的な方法	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない（直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務づけ、必要な監督を行っている。 ・再委託先の業務について、委託先に対して全ての責任を負う条項を設ける。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
都道府県サーバの運用監視の委託においては、再委託先の選定について、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会が入札の評価基準の作成に参加し、適切に行われるようにしている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[　　記録を残している　　] ＜選択肢＞ 1）記録を残している　　2）記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。 また、オペレーション記録の取得とともに、定期的な不正記録のチェックを行う。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、アクセス権限を与えられた者のみが、事務を行うために必要な範囲内で行うべきことを事務取扱要綱で定め、かかるルールの遵守については、アクセス権限を付与する際に内容を確認させ、そのとおりに提供・移転を行うようにさせる。検索や一括提供に当たっては、申請書を提出させ、検索・提供後に検索回数等の確認、操作履歴を採取・保管を行い、不正な操作がないことを確認する。
その他の措置の内容	本人確認情報へのアクセス時刻、提供した本人確認情報の内容を記録し、管理する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、秋田県の他システムや他の執行機関のシステムによる利用のための媒体出力に当たっては、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・一括提供方式で利用する媒体（フラッシュメモリ）については、セキュリティロック付きのものを使用し、データの暗号化対策を行う。 ・媒体の接続に関して、その取扱い方法を要綱等で具体的に定める。 ・接続する媒体を貸与制にするなど、決められた媒体以外接続しない仕組みとする。 ・媒体の接続の取扱いについて研修会を開催する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【共通の措置】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、請求者に対して、運転免許証等により本人確認を行う。また、請求書と当該情報の突合に関して複数の職員により実施する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
―	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1）特に力を入れて遵守している 2）十分に遵守している 3）十分に遵守していない 4）政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1）特に力を入れて整備している 2）十分に整備している 3）十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1）特に力を入れて周知している 2）十分に周知している 3）十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するほか、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・秋田県においては、代表端末及び記録媒体を施錠管理された電算室に置くほか、業務端末を職員以外の者が立ち入らない場所に置く。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な対策の内容	・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。 ・都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラムを配信された都度更新し、常に最新の状態とする。 ・端末はインターネットに接続できない状態とする。 ・システム管理者の許可無く媒体の接続ができない仕組みとする。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容	―	
再発防止策の内容	―	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1）保管している 2）保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6（都道府県における本人確認情報の保存期間）に定める期間（150年間）保管する。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
手順の内容	・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の6に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、管理要綱等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、管理要綱等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
―		

Ⅳ　その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	住基ネット関係職員は、年１回以上住基ネット担当課が作成するチェックリストを用いて、自己点検を行っている。	
②監査	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	自己点検の結果を踏まえ、住基ネット担当課は全住基ネット関係課に対して、毎年度、以下の観点による監査を実施し、運用状況の確認を行う。 ・業務端末の管理状況 ・アクセス管理状況 ・情報資産の管理状況 ・その他監査人がセキュリティ上必要と認められる事項	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・本人確認情報へのアクセス権限を付与された職員（非常勤職員を含む。）に対して、権限付与時、及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・業務端末設置場所の入退室管理者等に対して、その管理すべき内容についての説明会を毎年度開催し、その記録を残す。	
3. その他のリスク対策		

Ⅴ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	秋田県企画振興部市町村課
②請求方法	秋田県本人確認情報開示等事務取扱要領に基づき、書面により請求する。
特記事項	誤った情報を提供・移転しないように、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、当該情報と請求書の突合を複数の職員により実施する。 誤った相手に提供・移転しないように、都道府県知事保存本人確認情報の開示請求については、請求者に対し、身分証明書等を提示させることにより厳格な本人確認を行う。
③手数料等	[　　無料　　]　＜選択肢＞ 1) 有料　2) 無料 （手数料額、納付方法：※行政文書の写し等の交付を行う場合は、1枚当たり10円。　　）
④個人情報ファイル簿の公表	[　行っていない　]　＜選択肢＞ 1) 行っている　2) 行っていない
個人情報ファイル名	―
公表場所	―
⑤法令による特別の手続	―
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	―

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	秋田県企画振興部市町村課
②対応方法	個人情報開示請求の手続によるもののほか、口頭にて説明する。

Ⅵ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年9月11日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「秋田県県民意見提出手続に関する要綱」に定める、県民意見提出手続（パブリックコメント）
②実施日・期間	令和2年6月29日から令和2年7月28日まで
③期間を短縮する特段の理由	－
④主な意見の内容	無し
⑤評価書への反映	無し
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年9月7日
②方法	秋田県個人情報保護審査会へ諮問
③結果	評価の内容は、妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

（別添3）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	⑦．評価実施機関における担当部署　②所属長	秋田県企画振興部市町村課長　嘉藤正和	秋田県企画振興部市町村課長　奈良聡	事後	軽微な変更（担当部署の所属長の変更）のため
平成28年10月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要　2．基本情報　⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	軽微な変更（保有開始日の確定）のため
平成31年3月27日	⑦．評価実施機関における担当部署　②所属長	秋田県企画振興部市町村課長　奈良聡	課長	事後	軽微な変更（様式変更）のため
令和2年2月28日	Ⅰ5法令上の根拠		第30条の22（市町村間の連絡調整等）	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年2月28日	（別添1）事務の内容（備考）	3　本人確認情報の開示に関する事務 3－①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。	3　本人確認情報の開示に関する事務 3－①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。（※特定個人情報を含まない）。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年2月28日	Ⅱ5　提供先2　③提供する情報	※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	法施行に伴う記載変更のため
令和2年2月28日	Ⅱ5　移転先1　③移転する情報	※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	法施行に伴う記載変更のため
令和2年2月28日	Ⅱ（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1～24略	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1～24略 25　旧氏　漢字、26　旧氏　外字数、27　旧氏　ふりがな、28　旧氏　外字変更連番	事後	軽微な変更のため （住基法施行令等の一部を改正する政令（平成31年4月17日政令第152号）施行に伴う変更）
令和2年9月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3．特定個人情報の入手・使用①入手元	[〇]行政機関・独立行政法人等（市町村）	[〇]地方公共団体・地方独立行政法人（市町村）	事後	軽微な変更（記載内容の整理）のため
令和2年9月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3．特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体　使用者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	軽微な変更（記載内容の整理）のため
令和2年9月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項1、2　⑧再委託の許諾方法	再委託したい旨の申請書を提出させ、これに承認を行う。	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託を行う場合は、委託先と再委託先が守秘義務に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認した上で、承認を行う。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事後	軽微な変更（記載内容の整理）のため
令和2年9月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2　①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項（本人確認情報の利用）	住基法第30条の15第2項（本人確認情報の利用）、住民基本台帳法施行条例（平成14年秋田県条例第49号）	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年9月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）　提供先2　②提供先における用途	住基法別表第6に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務	住基法別表第6及び住民基本台帳施行条例別表に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年9月11日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバー集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバー設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードが必要である。 また、提供ログファイルを代表端末及び記録媒体に保存し、これらを施錠管理された電算室に保管する。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバー集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバー設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードが必要である。 また、提供ログファイルを代表端末及び記録媒体に保存し、これらを施錠管理された電算室に保管する。当県においては、代表端末を施錠、入退室管理している部屋に設置し、業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年9月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（ログ）を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・操作履歴と申請文書等との整合性については、定期的に監査を実施する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠管理する。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（ログ）を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・操作履歴と申請文書等との整合性については、定期的に監査を実施する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠管理する。 ・操作者は業務端末の使用にあたって、管理台帳に利用日時・操作者名・利用事務区分等を記録する。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3．特定個人情報の使用　リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク　リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 さらに、システム利用者については、ハードコピーを実行できない設定とし、システム管理担当者は、業務上必要な場合に限りハードコピーを行うことができる。また、ハードコピーを行った場合は、管理台帳のプリント枚数にその枚数を、備考欄にハードコピーである旨を記載し、鍵付きのキャビネットへ保管する。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年9月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3．特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	事後	記載内容の明確化
令和2年9月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託　情報保護管理体制の確認	委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する従業員全員から、本人確認情報を適切に取り扱う旨の誓約書を提出させる。 都道府県サーバの運用監視の委託先は、地方公共団体情報システム機構法（平成25年5月31日法律第29号）に基づき平成26年4月1日に設立された法人で、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関であり、その前身は、平成14年8月5日から平成26年3月31日まで指定情報処理機関として安定して住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行った実績がある。 また、都道府県サーバの代表端末の運用保守の委託先は、平成14年8月5日以降、安定して本県サーバの運用保守を行った実績がある。 委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項および判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務付け、契約後、秘密保持に関する誓約書とあわせて、委託先の管理体制図、連絡先一覧等を提出させる。	委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する従業員全員から、本人確認情報を適切に取り扱う旨の誓約書を提出させ、担当する従業員が変更となった場合は、新規担当者の誓約書を提出させる。 都道府県サーバの運用監視の委託先は、地方公共団体情報システム機構法（平成25年5月31日法律第29号）に基づき平成26年4月1日に設立された法人で、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関であり、その前身は、平成14年8月5日から平成26年3月31日まで指定情報処理機関として安定して住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行った実績がある。 また、都道府県サーバの代表端末の運用保守の委託先は、平成14年8月5日以降、安定して本県サーバの運用保守を行った実績がある。 委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件（情報資産の管理方法、遵守すべき事項および判断基準等）を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務付け、契約後、秘密保持に関する誓約書とあわせて、委託先の管理体制図、連絡先一覧等を提出させる。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　特定個人情報の消去のルール　ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し消去。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを溶解等の手段により廃棄。 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存。 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去。 また、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間（150年間）が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することにしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、職員又は監査法人等の第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し消去。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを溶解等の手段により廃棄。 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存。 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去。 また、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。機器の廃棄等によるデータの消去については、消去手順も含めた報告書の提出を求める。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間（150年間）が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することにしているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、職員又は監査法人等の第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定　規定の内容	・秘密の保持。 ・目的外利用・複製・他者への提供の禁止。 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき、要請があったとき又は委託が終了した場合、情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。 ・書面による承諾がない再委託の禁止。 ・契約内容の遵守状況について報告を求める。 ・従業者に対する監督・教育。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報ファイルの目的外利用の禁止。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄。 等を契約書において定めるとともに、県と同様の安全管理措置を義務づける。	・秘密の保持。 ・目的外利用・複製・他者への提供の禁止。 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止。 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき、要請があったとき又は委託が終了した場合、情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち会うことを可能とする。 ・書面による承諾がない再委託の禁止。 ・契約内容の遵守状況について報告を求める。 ・従業者に対する監督・教育。 「都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限。 ・特定個人情報の提供先の限定。 ・特定個人情報ファイルの目的外利用の禁止。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任。 ・委託契約終了後は特定個人情報の返却又は廃棄し、報告書の提出を求めることとする。 等を契約書において定めるとともに、県と同様の安全管理措置を義務づける。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年9月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、秋田県の他システムや他の執行機関のシステムによる利用のための媒体出力に当たっては、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・媒体の接続に関して、その取扱い方法を要綱等で具体的に定める。 ・接続する媒体を貸与制にするなど、決められた媒体以外接続しない仕組みとする。 ・媒体の接続の取扱いについて研修会を開催する。	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、秋田県の他システムや他の執行機関のシステムによる利用のための媒体出力に当たっては、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・一括提供で利用する媒体（フラッシュメモリ）については、セキュリティロック付きのものを使用し、データの暗号化対策を行う。 ・媒体の接続に関して、その取扱い方法を要綱等で具体的に定める。 ・接続する媒体を貸与制にするなど、決められた媒体以外接続しない仕組みとする。 ・媒体の接続の取扱いについて研修会を開催する。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク　リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【共通の措置】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、請求者に対して本人確認を徹底する。また、請求書と当該情報の突合に関して複数の職員により実施する。	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 【共通の措置】 ・都道府県知事保存本人確認情報の開示請求があった場合は、請求者に対して、運転免許証等により本人確認を徹底する。また、請求書と当該情報の突合に関して複数の職員により実施する。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年9月11日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査　②監査　具体的な内容	自己点検の結果を踏まえ、住基ネット担当課は全住基ネット関係課に対して内部監査を行っている。	自己点検の結果を踏まえ、住基ネット担当課は全住基ネット関係課に対して、毎年度、以下の観点による監査を実施し、運用状況の確認を行う。 ・業務端末の管理状況 ・アクセス管理状況 ・情報資産の管理状況 ・その他監査人がセキュリテ上必要と認められる事項	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため
令和2年9月11日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・本人確認情報へのアクセス権限を付与された職員（非常勤職員を含む。）に対して、権限付与時、及び一定期間毎に、必要な知識の取得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・業務端末設置場所の入室管理者等に対して、その管理すべき内容についての説明会を開催し、その記録を残す。	・本人確認情報へのアクセス権限を付与された職員（非常勤職員を含む。）に対して、権限付与時、及び一定期間毎に、必要な知識の取得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残す。 ・業務端末設置場所の入室管理者等に対して、その管理すべき内容についての説明会を毎年度開催し、その記録を残す。	事後	軽微な変更（内容の明確化）のため